

～宜野湾市に笑顔を～ 第2弾ぎのわんスマイルクーポン事業

令和3年2月15日(月)～3月14日(日)
対象宿泊施設に宿泊することで、以下の総額5,000円分のクーポン券がもらえます!

- ①宿泊料に使えるクーポン券3,000円分!
- ②当事業に参加する市内事業者(飲食店や小売店等)で利用できるクーポン券2,000円分!

詳しくは(一社)宜野湾市観光振興協会HPをご覧ください。



<https://ginowan.info/>
☎(098)897-2764

E-mail : kankou-gta@otc.ne.jp

ご芳志ありがとうございました

市社会福祉協議会への寄附者
寄附

- (株)アキラ 様
喜友名在 1万円
- 作田 千代子 様
新城在 5万円
- 棚原 ガールズ 様
愛知在 1万5千円
- 香典返し
- 長嶺 喜美子 様 普天間在 10万円
- 故 長嶺 健(夫) 様

市民図書館よりお知らせ

資料特別整理期間(蔵書点検)として、市民図書館を長期間休館いたします。利用者の皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

資料特別整理期間
2/17(水)～2/25(木)
※状況により期間が変動する場合がございます。

☎ 市民図書館 ☎897-4646

市民図書館ガイド(3月) ☎897-4646

〈定例おはなし会〉

- 2階 カルチャーホール
- 6日(土) 15:30～ としょかんの おにいさん・おねえさん
- 10日(水) 11:00～ 読み聞かせボランティア
- 13日(土) 14:00～ おはなしの木の会
- 27日(土) 15:00～ 読み聞かせボランティア

宜野湾市勤労青少年ホームおよび宜野湾市勤労者体育センターの閉館について

宜野湾市勤労青少年ホームおよび宜野湾市勤労者体育センターは、昭和53年の開設以来、働く青少年の健全な育成と福祉の増進、体育と文化の向上を図るため、余暇の活用やサークル活動のための施設および設備の提供、各種教養講座を実施してまいりました。

しかし、近年は社会経済状況の変化や余暇活動の多様化等、時代の変遷とともに、施設本来の目的である勤労青少年のための「居場所」と「交流の場」としての存在意義が薄れており、施設の設置根拠法も法改正によって設置根拠規定が削除されました。また、両施設は、開設から42年を経過、施設や設備の老朽化が進んでいますが、市の厳しい財政状況のなかで、市民の皆様が施設を安心してご利用いただける環境を維持するのは大変厳しい状況になってまいりました。

以上のようなことから、両施設は、**令和3年2月28日**をもって閉館することになりました。

長年のご利用に感謝申し上げますとともに、閉館についてご理解をお願いします。なお、両施設は、令和3年度に解体する予定となっております。

☎ 勤労青少年ホーム ☎898-4700

令和3年度 学校体育施設夜間開放管理指導員の募集について

勤務地 大謝名小学校または真志喜中学校のいずれか1校
※勤務地に希望があれば調整します。

勤務期間 令和3/4/1～令和4/3/31
月～金(祝日を含む。ただし、年末年始・GW・旧盆を除く。)
※希望により勤務期間の延長も可能です。
※学校の都合により、開放日程の変更もございます。

勤務時間 20:00～22:00

勤務内容 学校体育施設(体育館・運動場)の管理業務(鍵の施錠および安全確認等)

募集人数 2人(各校1人)
※市民または市内在勤、在学で18歳以上の者。高校生は除く。

募集期間 2/10(水)～3/19(金)

申込方法 履歴書(顔写真付き)を生涯学習課まで持参または郵送。

条件 ①期間中、確実に勤務できること。
②管理マニュアルおよび職員の指導を確実に遵守できること。

選考 書類選考の上、本人へ連絡します。

謝礼金 体育館のみ:1,800円(2時間)、体育館・運動場:2,300円(2時間)

支払 月末締め、翌月払い。

☎ 生涯学習課 ☎893-4435

地デジ受信障害対策工事を希望される皆様へ 家屋調査のご案内

米軍機が飛行する際に、一時的にテレビが映らなくなる等の受信障害について、対策工事を希望される方につきましては、**事前に「家屋調査」が必要となります**ので、申請がまだの方は、お早めにお申し込みください。

〈家屋調査〉自己設備を調査し、米軍機による受信障害の有無を判定
令和3年1月～3月上旬予定

家屋調査の申請方法について

- ホームページ・スマートフォンから申請する場合は、コチラ→
- 郵送で申請する場合は、下記連絡先までお問い合わせください。



▲家屋調査例(屋外・屋内)所要時間:30分程度

☎ 基地渉外課 ☎098-893-4400 Kichi02@city.ginowan.okinawa.jp

宜野湾市飲食店応援助成金のお知らせ

市では、新型コロナウイルスの影響を受けている飲食店の皆さまへ助成金10万円を交付します。

対象要件などがありますので、詳細は市ホームページよりご確認をお願いします。

申請期間 2/1(月)～2/26(金)

市ホームページは
コチラ▶

☎ 飲食店応援助成金事務局 ☎988-8170

インターネット公売(不動産)を実施します!

下記の日程で、Yahoo官公庁ネットオークションで公売(不動産)を実施予定です。

入札参加申込期間
2/10(水) 13:00～2/24(水) 23:00

入札日(入札形式)
3/2(火) 13:00～3/9(火) 13:00

☎ 納税課 内線1961・1962・1963

市役所の内線番号を4桁に変更しました

令和3年2月1日(月)から、市役所の内線番号が3桁から4桁に変更しました。変更後の内線番号一覧は市HPに掲載していますので、内線番号をご利用の際には、ご確認をお願いします。

市ホームページは
コチラ▶

☎ 総務課 内線1231

「緑の募金」にご協力をお願いします

緑の募金は、地域の緑化事業の推進や森林の整備などに役立てられています。市内では、公共施設などへの緑化、各種団体へ苗木などの配布を行い、緑化活動を推進します。

募金期間 2/1(月)～4/30(金)

☎ 都市計画課 内線4323

3月1日(月)は固定資産税第4期の納期限です

～税負担の公平性を確保するために～

市では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書等で納付の催告をしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押等の滞納処分を行っています。

- ①催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問による納税の催告。
- ②官公署や金融機関へ財産調査。
- ③給与差押のため勤務先へ給与照会。
- ④預貯金、給与、不動産および自動車等の差押や公売等の滞納処分を行います。

市税納期カレンダー

期別	科目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	11月2日	
第4期		3月1日	2月1日	

～納税に困っている方は、早めにご相談を～
失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受付けていますので、ご連絡ください。

☎ 納税に関するご相談は 納税課 内線1921～1927、1941～1943

市県民税申告や所得税の確定申告の際には「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください

令和2年中に厚生年金や、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さまに、1月中旬に「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構から送付されました。これは、令和2年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせするものです。

【源泉徴収票のお問い合わせ または 再交付受付】

●ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
(050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165)
※お問合せの際は、基礎年金番号をお知らせください。(年金手帳、年金証書または額改定通知書など日本年金機構が送付した書類に記載されています。)

※電話による再交付の場合は送付まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方はお近くの年金事務所でご相談ください。

●窓口での再交付は、最寄りの年金事務所へ
※基礎年金番号がわかる書類、本人確認ができる書類(運転免許証など)が必要です。
※ご本人以外の場合には委任状などが必要となります。詳しくは年金事務所にご確認ください。

☎ コザ年金事務所 お客様相談室 ☎933-2267 自動音声 ① → ②



日本年金機構HP▶

宜野湾市在住の農業者の皆さまへ

農業者の老後の生活の安全と福祉の向上を図るとともに、農業の担い手を支えるために設立された、農業者のための年金『農業者年金』に加入しませんか?

- ①60歳未満の国民年金第一号被保険者(保険料の免除を受けていない方)で、年間60日以上農業に従事する方であれば農業経営者はもとより、農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。
- ②月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。
- ③保険料は社会保険控除(納めた保険料の15%から30%程度の節税)があり、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- ④年金受給は65歳から、終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

☎ 観光農水課 内線2923